

中間決算公告

平成22年12月27日

東京都千代田区永田町2丁目11番1号
 スタンダードチャータード銀行在日支店
 日本における代表者 パトリック・ジョルジュ・ジロ

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	114,368	預渡性預金	309,598
コルポ	132	譲渡性預金	-
現先勘定	-	コルマネ	83,442
債券貸取引支払保証金	-	売現先勘定	-
買入金手形	-	債券貸取引受入担保金	-
買入金債権	7,210	売渡手形	-
商品有価証券	-	コマシャル・ペーパー	65,961
金の信託	-	借入金	4,700
有価証券	154,570	外国為替	14,628
貸出金	76,840	その他の負債	55,748
外国為替	62,946	未払法人税等	11
その他の資産	57,172	リース債務	-
有形固定資産	74	資産除去債務	-
無形固定資産	23	その他の負債	955
繰延税金資産	2,562	賞与引当金	428
支払引当金	106,317	退職給付引当金	-
貸本支店勘定	△ 327	特別法上の引当金	-
	113,395	金融商品取引責任準備金	-
		繰延税金負債	62
		支払引当金	106,317
		本支店勘定	53,198
		小計	694,086
		利益準備金	1,410
		中間繰越利益剰余金	△ 223
		その他の有価証券評価差額金	△ 74
		繰延ヘッジ損益	88
		土地再評価差額金	-
合 計	695,287	合 計	695,287

中間損益計算書 〔平成22年 4月 1日から
平成22年 9月 30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	4,847
資金運用収益	2,480
(うち貸出金利息)	746
(うち有価証券利息配当金)	240
役員取引等収益	2,031
その他業務収益	318
その他経常収益	17
経常費用	5,069
資金調達費用	1,331
(うち預金利息)	987
役員取引等費用	73
その他業務費用	49
営業経常費用	3,570
その他経常費用	45
経常損失	221
特別利益	93
特別損失	-
税引前中間純損失	128
法人税、住民税及び事業税	-
法人税等調整額	△ 41
法人税等合計	△ 41
中間純損失	86
前期繰越利益剰余金	274
利益準備金積立額	-
利益準備金取崩額	-
本店への送金	411
中間繰越利益剰余金	△ 223

注記事項

[中間貸借対照表関係]

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況 該当なし

(2) 会計方針に関する事項

- | | |
|---------------------|---------|
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| ② 有形固定資産の減価償却の方法 | 定額法 |
| ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 | 決算日のレート |
| ④ 貸倒引当金の計上方法 | |

一般貸倒引当金については、法人向け債権は内部リスクモデルにより計算された1年分の期待損失額を、個人向け債権はポートフォリオ単位での引当額をそれぞれ計上しております。

また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先に対する債権についてDCF法に基き計上しております。なお個人向け貸付金については90Days-Past-Due基準もしくは即時引当金基準によって個別の債権について必要な貸倒引当金を計上しております。

⑤ 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

⑥ リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については売買処理とし、重要性の低いファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引は貸借借取引処理をしております。

⑦ ヘッジ会計の方法 時価ヘッジ、繰延ヘッジ

⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 該当なし

⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 時価法

⑩ その他採用した重要な会計方針

資産除去債務に関する会計基準

当行は在日支店オフィスの不動産賃貸契約に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ将来の移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上していません。しかしながら、引当金に近い性格を有する債務として毎期一定金額を本店会計上積み立てており、同額が「その他負債」として積立計上されております。

(3) 会計方針の変更

① 会計処理の原則又は手続の変更 該当なし

② 表示方法の変更 該当なし

(4) 金融商品の時価に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額は、次のとおりであります。(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	114,368	114,368	0
(2) コールローン	132	132	0
(3) 買入金銭債権	7,210	7,210	0
(4) 有価証券 - その他有価証券	154,570	154,570	0
(5) 貸出金(*1)	76,840	76,840	0
(6) 外国為替	62,946	62,946	0
資産計	416,069	416,069	0
(1) 預金	309,598	307,453	2,144
(2) コールマネー	83,442	83,442	0
(3) コマーシャル・ペーパー	65,961	65,961	0
(4) 借入金	4,700	4,814	(114)
(5) 外国為替	14,628	14,628	0
負債計	478,332	476,301	2,030

デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,917	3,917	0
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,424)	(3,424)	0
デリバティブ取引 計	493	493	0

(*1) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しておりますが今中間期末の控除額はありません。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目には()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金預け金
満期のない預け金については当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については預け入れ期間が短期間（1年以内）であることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (2) コールローン
約定期間が短期間（1年以内）であることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (3) 買入金銭債権
買入金銭債権はすべて約定期間が短期間（1年以内）であることから、当該帳簿価額を時価としております
- (4) 有価証券(その他有価証券)
保有している有価証券(債券)保有目的は全て「その他有価証券」であり、決算日の市場価格をもって貸借対照表計上額としております。
- (5) 貸出金
貸出金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定期間が短期間（1年以内）であるものは当該帳簿価額を時価とし、約定期間が長期間（1年超）であるものは時価を算定するところでありありますが、金額的に重要性が乏しいため、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先に対する債権についてDCF法に基き、個人向け貸付金については90Days-Past-Due基準もしくは即時引当金基準によって個別の債権について貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における帳簿価格より貸倒見積額を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
- (6) 外国為替
外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは満期のない預け金、および約定期間が短期間（1年以内）であるものは、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）であるものは時価を算定するところでありありますが、金額的に重要性が乏しいため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

- (1) 預金
要求払預金については決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。定期預金の時価は、預入期間が短期間（1年以内）のものは、当該帳簿価額を時価としております。定期預金のうち仕組預金については元本の割引現在価値および組み込まれているデリバティブの割引現在価値並びにオプション価格計算モデルにより算出した価額を算定してしております。
- (2) コールマネー
約定期間が短期間（1年以内）であり、当該帳簿価額を時価としております。
- (3) コマーシャルペーパー
約定期間が短期間（1年以内）であり、当該帳簿価額を時価としております。
- (4) 借入金
借入金の元本および組み込まれているデリバティブそれぞれの将来のキャッシュフローを割り引いて決算日における現在価値を算定してしております。
- (5) 外国為替
外国為替は、他行から受け入れた満期のない預かり金(外国他店預り)および未払外国為替であるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利関連取引（金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算出した価額によっております。

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 該当なし

(6) 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7規定する事項 該当なし

(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4(ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項

- 一 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当なし
- 二 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当なし
- 三 その他有価証券で時価のあるもの

(単位 百万円)

種類	当中間期貸借対照表日 (平成22年9月30日現在)				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
国債	141,154	141,306	151	154	3
地方債	—	—	—	—	—
社債	5,041	5,049	7	7	—
その他	8,190	8,215	24	24	—
合計	154,387	154,570	183	186	3

(8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 該当なし

(9) 担保に供している資産 有価証券 52,811 百万円
担保に係る債務 該当なし

(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務 該当なし

(11) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象 該当なし

(12) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項 該当なし

(13) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 該当なし

(14) 資産の部の有価証券中の社債に係る保証債務の額 該当なし

(15) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 該当なし

[中間損益計算書関係]

本部経費負担額は以下の通りです。

- (1) 直接経費(派遣職員給与等) 155 百万円
- (2) 間接経費割当額 480 百万円